

別紙 2

地域登録検査機関の登録等審査手続マニュアル

第 1 地域登録検査機関の登録等

1 登録等の審査

知事は、登録をする際には、申請書について以下により審査を行い、法第 17 条第 2 項の登録要件に適合しているかどうか等についての確認を行う。

(1) 登記事項証明書

登録を受けようとする法人（以下「申請者」という。）が法人格をもつ組織として登記されていることを確認する。

(2) 農産物検査員

ア 農産物検査員の氏名等

申請書に記載された農産物検査員の氏名及び住所と農林水産大臣が作成する名簿（以下「農産物検査員名簿」という。）を照合することにより、当該農産物検査員が農産物検査員名簿に登載された者であることを確認するとともに、当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類、区域と申請者が農産物検査を行おうとする農産物の種類、農産物検査の登録の区分及び農産物検査を行おうとする区域とが適合していることを確認する。

また、当該農産物検査員と申請者との関係を証明する書面（職員の場合にあっては身分証の写し等、出向者及び嘱託職員の場合にあっては辞令、契約書の写し等）の提出を求め、申請書に記載された農産物検査員が申請者の指揮命令下に置かれていることを確認する。

イ 農産物検査員の数

農産物検査員の数については、以下のとおり確認する。

(ア) 国内産農産物及び外国産農産物の品位等検査にあっては農産物の種類ごとの 1 年間の検査見込数量（トンで表した量をいう。）を、それぞれ規則第 15 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に掲げる数で除して得た数（小数点以下の端数は切り上げる。）以上の検査員を確保していることを確認する。

(イ) 成分検査にあっては、1 年間の検査見込件数を、規則第 15 条第 3 項第 3 号に掲げる数で除して得た数（小数点以下の端数は切り上げる。）以上の検査員を確保していることを確認する。

なお、（ア）は、農産物検査を行おうとする農産物の種類（国内産の米穀又は麦にあっては、包装されているもの及び包装されていないものの別）ごとに必要な農産物検査員の数を算出し、このうち最も大きい数以上の農産物検査員を確保していることを要件としているが、これは、いずれの農産物検査員もすべての種類の農産物の検査を行うことを前提にしたものである。

また、（ア）のうち、外国産農産物に係る品位等検査を行う場合であって農産物の種類ごとの 1 年間の検査見込数量を規則第 15 条第 3 項第 2 号に掲げる数で除して得た数（小数点以下の端数は切り上げるものとする。）が 2 を下回るときにあっては 2 とすることとされている（同号）。

(3) 定款

農産物検査の業務が申請者の定款に記載されている業務の範囲を逸脱するものではないことを確認する。

また、規則第13条第1項に掲げる書類のほか、申請者の組織に関する規程、業務の執行に関する規程、業務分担表等の書類（以下「組織規程等」という。）において、検査部門の担当役職員が、法若しくは法に基づく命令又はこれらの規定に基づく処分に違反するいかなる指揮命令にも拘束されず、独立して職務を遂行し得る権限を有することが明示されていること等により、検査部門の公正かつ中立的な業務運営の実施が可能となるような体制が整備されていることを確認する。

なお、組織規程等を申請書に添付させ、法第17条第2項第4号の要件に適合していることを確認する。

(4) 役員の氏名及び住所

法第17条第3項第1号及び第3号の規定に該当しないことを確認する。

(5) 貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書

貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書により、農産物検査の業務を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有することを確認する。

なお、これらによっても申請者の財務基盤の健全度の判断が困難な場合には、金融機関が発行する申請者に係る資金調達能力を示す書類（融資証明書）又はこれに準ずる書類の提出を求め、これにより確認する。

(6) 事業計画書及び見積損益計算書（収支予算）

農産物検査の業務が事業計画に示され、これに見合った予算が確保されていること（手数料収入が見込まれていること等）を確認する。

(7) 検査場所に関する書類

ア 国内産農産物

(ア) 農産物検査を行う場所（以下「検査場所」という。）の所有者又は管理者が当該検査場所において、法第17条第2項第2号及び規則第16条の機械器具その他の設備を用い農産物検査を行うことにつき、やむを得ないと認められる特別の事由がある場合を除き、受検者が自由に利用できる場所であること。

(イ) 検査場所における明るさ及び光線の色が、円滑かつ適正な検査を実施するために支障がないと認められるものであること。

(ウ) 雨天等の場合であっても農産物検査の実施が可能であること。

(エ) 主たる検査時期において、農産物検査を円滑に実施し得る広さを有し、かつ交通事情等からみて、農産物検査に係る農産物の運搬が円滑に行い得ること。

(オ) 検査場所の環境が、農産物検査を円滑かつ適正に実施するために適切に維持及び管理されていると認められるものであること。

イ 国内産農産物（飼料用もみ又は飼料用玄米に係る品位等検査のみを行う場合の検査場所）

(ア) 検査場所の所有者又は管理者が当該検査場所において、法第17条第2項第2号及び規則第16条の機械器具その他の設備を用い農産物検査を行うことにつき、やむを得ないと認められる特別の事由がある場合を除き、受検者が自由に

利用できる場所であること。

(イ) 試料採取、量目、荷造り、包装及び品位の検査を円滑に実施し得る場所であること。

ウ 外国産農産物

外国産農産物に係る品位等検査を行う場合の検査場所は、試料採取、量目、荷造り及び包装の検査を円滑に実施し得る場所であること。

エ 成分検査

(ア) 農産物検査を円滑に実施するために支障がないと認められる広さを有していること。

(イ) 試薬等の適切な保管・管理を行うことができること。

(ウ) 農産物検査員が安全に業務を実施するために必要な設備を有していること。

(8) 機械器具その他設備

規則第 16 条に掲げる機械器具その他の設備を、所有し、又は貸借契約により使用の権限を有していることを書類、写真により確認する。

なお、当該確認により不明な点がある場合は、その所在場所に出向き、これらが確実に整備されていることを確認することができる。

ただし、ビール大麦に係る検査を行う場合を除き、規則別表第 1 に掲げる機械器具その他設備のうち恒温器については、種子の検査を行わない場合又は種子の検査のうち発芽率の検査を専ら主要農作物種子法（昭和 27 年法律第 131 号）第 5 条（同法第 7 条第 3 項において準用する場合を含む。）の生産物審査証明書により行う場合には、整備されていることを要しない。

なお、確認を行った際に設置されていないものであっても、売買契約書、賃貸借契約書等により、農産物検査を開始する日までに機械器具その他の設備が設置されることが確実であると認める場合には、当該設備が整備されているものとみなすことができる。

2 登録等の実施

(1) 地域登録検査機関の登録

ア 知事は、1 による審査の結果、申請者による登録等の申請が法第 17 条第 2 項各号の登録要件に適合していると認めるときは、規則別記様式第 18 号による検査機関登録台帳（以下「登録台帳」という。）に法第 17 条第 4 項各号に掲げる事項及び規則第 17 条に定める事項を記帳して登録する。

登録台帳に記載する証明書番号は、「□△△◇◇◇◇○○○」の 10 桁とし、その構成は以下のとおりとする。

(ア) □は、国内産農産物にあつては「K」、外国産農産物にあつては「G」、成分検査にあつては「S」とする。

(イ) △△は、総務省で設定している都道府県コードとし、「○○」とする。

(ウ) ◇◇◇◇は、農産物検査員名簿に登載された年度（西暦）とする。

(エ) ○○○は、年度ごとに 1 から始まる整理番号とする。

イ 知事は、登録をしたときは様式第 1 号による地域登録検査機関の登録通知書を、

登録等を拒否したときは様式第 2 号による地域登録検査機関の登録拒否通知書を遅滞なく、申請者に送付する。

(2) 地域登録検査機関の登録の更新

ア 地域登録検査機関の登録の更新に係る審査は、1 を準用して行う。

なお、過去に県に提出された申請書類に変更がない旨の書面が提出された場合は、提出された書類のうち最新のものにより審査することができる。

イ 知事は、地域登録検査機関の登録の更新の審査の結果、登録の更新を行った場合は様式第 1 号にならって地域登録検査機関の登録通知書を、登録の更新を拒否した場合は様式第 2 号にならって地域登録検査機関の登録拒否通知書を遅滞なく、申請者に送付する。

(3) 地域登録検査機関の変更登録

ア 地域登録検査機関の変更登録は、変更する内容に関連する項目について 1 を準用して行う。

イ 知事は、地域登録検査機関の変更登録の審査の結果、変更登録を行った場合は様式第 1 号にならって地域登録検査機関の登録通知書を、変更登録を拒否した場合は様式第 2 号にならって地域登録検査機関の登録拒否通知書を遅滞なく、申請者に送付する。

(4) 再交付等

知事は、登録事項の変更により地域登録検査機関の名称が変更された場合又は地域登録検査機関が登録通知書を紛失し登録通知書の再発行の依頼があった場合は、当該地域登録検査機関にかかる登録通知書を再交付することができる。

3 登録等の公示

(1) 法第 17 条第 6 項(法第 18 条第 3 項及び第 19 条第 3 項において準用する場合を含む。)の規定による登録、登録の更新及び変更登録の公示は、掲示板等に、次に掲げる公示の区分に応じ、当該区分ごとに定める様式に掲載することにより行う。

ア 法第 17 条第 6 項の規定による登録の公示 様式第 3-1 号及び様式第 4 号

イ 法第 18 条第 3 項において準用する法第 17 条第 6 項の規定による登録の更新の公示 様式第 3-2 号及び様式第 4 号

ウ 法第 19 条第 3 項において準用する法第 17 条第 6 項の規定による変更登録の公示 様式第 3-3 号及び様式第 4 号

(2) 法第 17 条第 9 項の規定による登録事項の変更及び業務の休止又は廃止の公示は、掲示板等に、次に掲げる公示の区分に応じ、当該区分ごとに定める様式に掲載することにより行う。

ア 法第 17 条第 9 項の規定による登録事項の変更の公示 様式第 3-4 号及び様式第 4 号

イ 法第 17 条第 9 項の規定による業務の休止又は廃止の公示 様式第 3-5 号

(3) 法第 18 条第 4 項の規定による地域登録検査機関の登録の失効の公示は、掲示板等に、様式第 3-6 号に掲載することにより行う。

(4) 知事は、(1) から (3) の公示を行った時は、当該公示内容を地方農政局長と共

有する。

第2 業務規程の確認等

業務規程の届出を受けた知事は、次に掲げる事項について確認を行い、当該業務規程が農産物検査の適正かつ確実な実施上不適當であると認めるときは、当該地域登録検査機関に対して法第21条第2項の規定に基づき業務規程を変更すべきことを命ずる。

1 業務規程の確認

業務規程の届出があった場合、以下の事項について確認を行う。

なお、確認に当たり、添付書類等で確認を行うとともに、必要に応じて現地での確認を行うこととする。

- (1) 業務規程と登録申請書の内容に齟齬がないこと。
- (2) 法第20条の規定による農産物検査の義務を確実に履行するための措置が講じられていること。
- (3) 農産物検査の業務の実施方法が、農産物検査の業務を適正かつ確実に実施する上で適当なものであること。
- (4) 検査手数料が、農産物検査に係る必要な経費を適切に反映したものであり、かつ特定の者に差別的な取扱いをするものでないこと。
なお、必要に応じて事業計画書、見積損益計算書（収支予算）等の書類の提出を求めるものとする。
- (5) 検査手数料の収納の方法が、明朗かつ確実なものであること。
- (6) 農産物検査を行う時間及び休日の設定が、円滑な農産物検査の業務の実施に支障を及ぼすものでないこと。
- (7) 農産物検査を行う区域及び適切な農産物検査を行う検査場所が明記されていること。
- (8) 受検可能な包装やばら検査の実施、選択銘柄の選択状況等が明記されていること。
- (9) 請求者に対し、検査を行う前に受検品に関する生産情報等の提出等を求めることとしていること。
- (10) 農産物検査員の配置が、農産物検査の公正かつ円滑な実施に支障を及ぼすものでないこと。
- (11) 機械器具その他の設備の保守点検が、定期的に行われるものであること。
- (12) 国内農産物の品位等検査を行う登録検査機関にあっては、検査場所（農産物検査の対象が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる場合を除く。以下同じ。）の環境が、次に掲げる場合に依りて適切に維持及び管理されていることを確認した上で農産物検査を実施するものであること。

また、検査場所の環境が適切に維持及び管理されていることを確認した場合は、環境点検実施状況確認簿を作成し、確認日及び確認者を記録及び保管しておくことであること。

ア 登録検査機関が所有する施設（CEや倉庫等）を検査場所として使用している場合は、施設の担当部局が環境点検を定期的実施することで、検査場所の環境

が適切に維持及び管理されていることを確認する。

＜環境点検の主な項目＞

- ・ 5 S（整理、整頓、清掃、清潔、習慣）によるそ族昆虫等の防除の徹底
- ・ 環境点検シートによる保管施設の環境改善。
- ・ 清掃、昆虫・防そ対策等の実施日及び実施者等の記録作成及び保存（施設の管理日誌等）。

イ 登録検査機関が、第三者との間で賃貸借契約を結ぶ又は所有者の承諾を得ることで検査場所として使用する場所（生産者の庭先等）を検査場所として使用する場合は、農産物検査を実施するごとに、5 S（整理、整頓、清掃、清潔、習慣）の観点から、検査場所の環境が適切に維持及び管理されていることを確認すること。

(13) 農産物検査の請求書の保存が、適正に行われるものであること。

(14) 農産物検査の業務の一部を補助者に行わせる場合は、農産物検査員の指揮の下で行わせることが明確に示されていること。

2 業務規程の変更届出の確認

知事は、地域登録検査機関から法第 21 条第 1 項に基づく業務規程の変更の届出があった場合、その変更内容について、1 を準用して確認を行う。

3 業務規程に規定された選択銘柄の共有

知事は、地域登録検査機関から選択銘柄に係る業務規程の届出があった場合は、様式第 5 号に取りまとめ、地方農政局長と共有する。

第 3 農産物検査員証の交付等

1 新規交付

知事は、法第 17 条第 4 項第 7 号に掲げる事項について、法第 17 条第 4 項により登録台帳に記帳したとき又は同条第 7 項による登録事項の変更の届出により新たに農産物検査員を登録台帳に追加したときは、規則第 14 条第 2 項の規定に基づき、様式第 6 号による農産物検査員証を当該地域登録検査機関を通じて当該農産物検査員に交付する。

なお、農産物検査員証の証明書番号は、登録台帳に記載された証明書番号とする。

2 再交付

知事は、法第 17 条第 7 項による登録事項の変更の届出又は法第 19 条による変更登録の申請により、農産物検査員証の記載内容に変更が生じたときは、当該農産物検査員証を返還させ、変更後の登録事項により農産物検査員証を再交付する。

また、知事は、農産物検査員証の紛失等により申請手続マニュアル様式第 5 号の再交付願書の提出があったときは、当該農産物検査員証を速やかに再交付する。

なお、この場合の農産物検査員証の番号は、証明書番号に枝番（第〇〇－〇号）を付する。

3 返還

知事は、地域登録検査機関から申請手続マニュアル様式第6号の登録抹消願書の提出があったときは、農産物検査員証を返還させるとともに、登録台帳から当該農産物検査員を抹消する。

第4 地域登録検査機関の登録事項の証明等

知事は、受検者、売買取引業者等の関係者から、地域登録検査機関の登録事項について照会があったときは、様式第7号による地域登録検査機関登録状況証明書により検査機関の登録状況を証明する。

また、知事は、関係者が登録台帳を随時縦覧できるよう、必要な措置を講ずる。

第5 成分検査に関する業務の受委託

- 1 知事は、申請手続マニュアル様式第4号による成分検査業務委託届出書の提出があったときは、当該地域登録検査機関に係る登録台帳の記載事項を変更するとともに、第1の3の(1)のアにより公示を行う。

また、委託事項を変更しようとするときも同様とする。

- 2 知事は、成分検査業務の委託を受けた地域登録検査機関から申請手続マニュアル様式第2号による登録事項変更届出書の提出があったときは、当該地域登録検査機関に係る登録台帳の記載事項を変更するとともに、第1の3の(1)のアにより公示を行う。

また、受託事項を変更しようとするときも同様とする。

第6 登録検査機関の登録状況報告

知事は、前年度の地域登録検査機関の登録状況等について、様式第8-1号から第8-3号に取りまとめ、毎年4月15日までに地方農政局長に報告する。

ただし、報告期日が行政機関の休日に当たるときは、その日の翌日をもってその期日とする。